

## 今後の「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会」に関する提案

特定非営利活動法人 日本緩和医療学会  
理事長 細川 豊史

これまで、厚生労働省は、2007年に策定された「第1期 がん対策推進基本計画」に基づき、がん診療に携わるすべての医師に対する緩和ケア研修会を押し進め、その修了者数は確実に増加しており、一定の成果を上げてきているところではあります。

しかし、2012年6月に見直しをされた「第2期 がん対策推進基本計画」において、「これまで取り組んできた緩和ケア研修会の質の維持向上を図るため、患者の視点を取り入れつつ、研修内容の更なる充実を図るとともに、必要に応じて研修指導者の教育技法などの向上を目指した研修を実施する」と明記されたように、緩和ケア研修会については、これまでの取り組みを振り返り、今後のあり方について検討を行う時期にあると考えます。

日本緩和医療学会では、厚生労働省の開催指針に準拠した緩和ケア研修会が全国で適切に開催されていくよう、日本サイコオンコロジー学会の協力を得ながら、「症状の評価とマネジメントを中心とした緩和ケアのための医師の継続教育プログラム」、PEACE (Palliative care Emphasis program on symptom management and Assessment for Continuous medical Education) を開発し、緩和ケア研修会の開催に関して、厚生労働省からの委託を受け、指導者を育成するための研修会の開催等の様々な活動を継続的に行ってまいりました。これまでの活動を通じて得られた多くの経験を踏まえ、日本緩和医療学会より、緩和ケア研修会の質の向上と更なる充実を目指して以下の提案をいたします。

1. 厚生労働省が定める「緩和ケア研修標準プログラム」に、「患者の体験や医師に対する期待などについて、患者の視点を取り入れた内容を含むこと。また、ビデオ等を利用し、効果的な学習ができるように配慮すること」といった記載を加えること。
2. 全国の緩和ケアの水準の向上を目指し、緩和ケア研修の修了者に対して、緩和ケアについて継続的に学習できる体制を構築すること。具体的には、

継続学習のインターネットサイトの作成、スキルアップ研修会の開催などを行うこと。

3. 緩和ケア研修会の質を維持していくために、現在の研修内容に置き換えるようなeラーニングの導入はすべきではないこと。ただし、継続した学習を望んでいる者がeラーニングを使用して、学習する機会を作っていくことは望ましい。
4. 質の高い緩和ケア研修会が開催されるように、企画責任者だけでなく、研修会協力者は指導者研修会を修了していることを原則とすること。
5. 指導者研修会の修了者が継続的に学習し、緩和ケアの教育に関するスキルアップをしていくことができるよう、引き続き指導者研修修了者に対する学習支援に積極的に取り組んでいくこと。
6. 初期研修医への緩和ケア研修の修了を必須項目とすること
7. がん医療に関連する各学会等において、専門医や認定医の取得や更新の際に、緩和ケア研修の修了を促すような取り組みを行うようにはたらきかけること。